7. 専修学校留学生就職アシスト事業

(新 規)

25年度予定額 77百万円

1. 事業の要旨

政府として2020年までに質の高い外国人留学生の受入れを30万人にする目標が掲げられた中で、国際市場の拡大、海外現地生産、中堅・中小企業の海外展開等に対応した専門人材育成等について、産業界のニーズに応える実践的な職業教育機関としての専修学校の役割が益々期待されているところである。

このようなニーズを踏まえ、専修学校における優秀な外国人留学生を獲得するとともに、 希望する学生を卒業後にアジア等に拠点を置く日系企業等と結びつけるなど、専修学校の 外国人留学生と企業等とをマッチングさせる取組の推進が急務となっている。

このため、外国人留学生に対しては来日の動機付けと入学支援、日本の中小企業及び専修学校に対しては受入体制の整備に係る就職支援を行うなど、産業界等との連携の下、専修学校の留学に係る入口から出口までの体系的な取組を推進する。

2. 事業の内容

(1) 事業審査検証委員会の設置等

専修学校、産業界等の関係者や学識経験者等による事業審査検証委員会を設置し、 事業の実施計画の審査、成果の評価等を行う。

(2)日本留学勧誘・来日支援

海外の学生に対して、日本の専修学校の情報を発信する機能等を強化し、留学の勧誘促進を行うとともに、海外拠点機能とネットワーク構築のための調査研究や、在日大 使館など海外の公的機関等との連携体制の構築を推進する。

(3) 中小企業等における外国人留学生受入体制の推進

海外展開等を行う中小企業等に対し、専修学校等の外国人留学生採用促進を図るため、中小企業等の人事担当者向けのセミナー等を行うとともに、日本人学生に対する国際職業教育プログラムを開発し、その成果の普及を図る。

(4) 外国留学生向け就職支援等

産業界等との連携の下、専修学校の外国人留学生を対象とした就職活動事前セミナーやアジア地域等のブリッジ人材のマッチング、企業合同説明会、インターンシップ促進など就職に向けた支援を行う。

専修学校留学生就職アシスト事業

猫 (新

25年度予定額: 77百万円

平成20年7月1日閣議決定)

|専門学校への留学支援||等を進める。 2020年までに質の高い外国人学生の 受入れを30万人にすること」を目指し、

[参考]専門学校における留学生受入れ状況

今<u>留学生数</u> 約2万,5000人 [平成23年] 留学生総数約14万人の2割) 中国、韓国、台湾など ◇主な出身国

: 参学校では、

- ●高度人材受入れへの高い要請
- ▶アジアの成長のエンジンとしての 中小企業のグローバル化に伴う 日本の職業教育へのニーズ

人材ニーズの増

高等教育市場のボーダレス化

国境を越えた優秀な人材の

獲得競争の激化

●経済のグローバル化

世界では、

●就職先とのマッチングに支援強化 ● 質の高い外国人学生の積極的 受入れへの期待

専修学校留学生の実情は

▶地域社会への定着、日本国内での就職における困難等 ※ 専門学校留学生の約6割が日本国内での就職を希望している のに対し、実際の国内就職者は、約2割程度。

留学生受入れの拡大を 図る上でもネックに 専修学校における

日本の専修学校留学を誘う積極的な情報発信(入口) 日本企業への就職支援の充実が必要(出口)

『 専修学校留学生就職アシスト事業』

- 在日・在外の大使館や国際機関では大学等に比較して制度的な違いから専修学校の情報・理解が不足しているため、十分な 情報発信が行えていない。
- ①多言語に対応したWEBサイト等により、日本の専修学校の魅力を積極的に情報発信し、来日のインセンティブを付すとともに、 ②留学生の来日が期待されるASEAN諸国を含む東アジア各国在日大使館を巻き込んだネットワークの構築を推進
- 海外に生産拠点をもつ中小企業や、グローバル化を図りたいと望む中小企業が専門学校留学生の採用に一歩踏み出せない実態 をとらえ、企業人事担当者向けの講習会等を展開。
- 「出口」を意識した国際職業教育プログラム(海外展開を図る日本の中小企業等との連携によるブリッジ人材育成コース)や、日本人 生の海外企業での短期インターンシップ、就職支援等の強化。

外国人留学生の希望の的である日本企業への就職をバックアップしつつ、海外展開を進める日本企業が欲してやまないブリッジ人材を マッチさせ、学生と企業の相互がメリットある関係を築くことで、日本の専門学校に対する信頼を醸成し、日本経済の再生に資する。

優秀な留学生を戦略的に獲得 国・地域・分野等に留意しつつ、 「留学生30万人計画」の実現を目指し(当面20万人目標)、

8. 東日本大震災からの復興を担う 専門人材育成支援事業

(前年度予算額 450百万円) 25年度予定額 299百万円

1. 事業の要旨

震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、被災地において復旧・復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び地元への定着を図るための推進体制を整備し、被災地以外の教育機関等による支援も含め、専門人材育成コース等の開発・実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。

2. 事業の内容

(1) 復旧・復興を担う専門人材育成推進協議会の設置

各分野ごとに、産学官*による推進協議会を組織し、被災地の人材ニーズ把握や実施機関の推進体制の構築を行う。

- ※【產】企業·農業組合·経済団体·社会福祉協議会等
 - 【学】専修学校・専門高校・大学・短大・高等専門学校等
 - 【官】地元自治体・ハローワーク等

(2) 専門人材育成コース等の開発・実証・開設

① 専修学校等における中長期的な人材育成コースの開発・実証 被災地でニーズが高い分野において、産業界の高度化などに資する中長期的な教育 カリキュラムの開発・実証を行う。

【分野】再生可能エネルギー(建築・土木・電気、電気自動車、スマートグリッド等)、 食・農林水産業、観光など

② 専門高校における人材育成プログラムの開発

被災地の産業・資源を生かした実践的な教育内容にかかる研究開発を行う。開発にあたっては、産業界の意見を踏まえた学習指導要領にとらわれない教育課程の編成、生徒の本格的な現場実習・企業実習、大学や専修学校、産業界との共同研究等の推進方策を導入。

③ 専修学校等における短期専門人材育成コースの開設

被災地で今後もニーズが高く供給が不足する福祉等分野の教育環境支援を継続実施。被災地以外の専門学校や病院等からの教員派遣、拠点校を中心に被災地内外の 複数校をコーディネートする人材配置、教室借料等運営費を支援。

【分野】介護、医療情報事務、土木・建築・電気など

(3) 専修学校等の就職支援体制の充実強化

被災地(岩手県、宮城県、福島県)の就職支援を行うため、産学官の連携による①合同就職セミナーの開催、②就職支援コーディネーターの配置を行う。

日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

百万円) 25年度予定額: 299百万 (前年度予算額:450

事 趣

地元への定着を図るため、岩手県、宮城県、福島県の被災地を拠点とした連携体制を整備し、専門人材育成コース等の開発 震災により大きく変化した被災地の人材ニーズに対応し、復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材の育成及び 実証・開設や専修学校等の就職支援体制の充実強化を図る。

実施主体:推進協議会

産学官による推進協議会を設置し、 専修学校や専門高校等を拠点に、 コーディネーターの配置)等を行う。 ①被災地の人材ニーズの把握や ②実施機関の推進体制の構築(

ハローワーク筆 企業、農業組合、商工会、 地元自治体、 搬 社会福祉協議会 皿 悝 卝 大学•短大、高等専門学校等

【短期的課題】

○ 震災の影響による人材需給のミスマッチ

【**中長期的課題】** 〇 被災地の人材育成による本格雇用の創出に 震災後の人材ニーズの大きな変化に的確に つなげ、復興を強力に推進していくため、 対応した体制整備が緊急かつ重要課題

被災地の雇用の実情を踏まえた専 り失業した者の学び直しなどにより 必要な職業能力の向上、被災によ 新産業創出や地元産業の復興に 人材を育成

【専門人材育成コース等の開発・実証・開設】

専修学校、専門高校、

専修学校等における中長期的な人材育成コースの開発・実証

再生可能エネルギー(建築・土木・電気、電気自動車、 スマートグリッド等)、医療クラーク、食・農林水産、観光など 少野

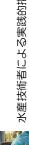
地元産業の高度化などに対応する中長期的な教育カリキュラム 被災地でニーズが高い分野において、産学官の連携により 等の開発・実証を行う。

(7)





水産技術者による実践的指導



派遣やそれらをコーディネートする人材配置等を支援。

福祉分野等の教育環境支援を継続実施。被災地の専 門学校等を中心に教育機関や医療機関等からの教員

被災地で今後もニーズが高く供給が不足する医療

介護、医療情報事務、土木・建築・電気など

分野

短期専門人材育成コースの開設支援

専修学校等における

(m)



[参考:提言等]

「東日本大震災からの復興の基本方針」(23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定) 5復興施策(2)地域における暮らし再生④復興を支える人材の育成

専修学校等の就職支援体制の充実強化

を踏まえた学習指導要領にとらわれない教育課程の編成、生徒の本格的な現場 被災地の産業・資源を生かした実践的な教育内容を研究開発。産業界の意見

実習・企業実習、大学や産業界との共同研究等の推進方策を導入。

被災地(岩手県、宮城県、福島県)の就職支援を行うため、産学官の連携による①合同就職セミナーの開催、②就職支援コーディネーターの配置 など

9. ICTを活用した課題解決型教育 の推進事業

(新規) 25年度予定額 161百万円

1. 事業の要旨

学校教育において、児童生徒が基礎知識に加え、課題発見・解決能力やコミュニケーション能力などの重要な能力・スキルを確実に習得することを目指すため、教員の情報教育指導力の向上やデジタル教材等の標準化などの取組を行うことが必要である。

また、インターネット利用を通じて未成年者が被害者や加害者となる事案の発生や 小中学生のインターネット利用の増加、スマートフォン等のSNSの普及など、急速な情 報化の進展に伴う新たな課題が生じるとともに、発達障害のある児童生徒など学習に 著しく困難を抱える子どもたちへの対応が求められている。

このため、情報化の進展に伴う新たな課題や学習に困難を抱える子どもたちに対応 した指導の充実を図るための効果的な取組を実施するとともに、多様な情報端末を用 いてデジタル教材等の活用を可能とするための取組を行う。

2. 事業の内容

(1)情報教育指導力の向上

①情報化の進展に伴う新たな課題に対応した指導の推進

ネット依存、ネット犯罪、ネット詐欺、SNS(スマートフォン・ソーシャルメディア)の普及や、クラウドコンピューティング技術の適切な運用等に対応するため、教育関係者向けの指導手引書や参考資料を作成する。

②学習に著しい困難を抱える子どもたちに対応した指導の充実

発達障害(LD、ADHD、自閉症)のある児童生徒や保健室登校の児童生徒の状態等を踏まえ、ICTを活用した効果的な指導方法について調査研究を行う。

(2) デジタル教材等の標準化

学校において、多様な情報端末を用いてデジタル教材等の活用を可能とするため、 デジタル教材等の制作・流通基盤の構築を推進する必要がある。そのため、デジタル 教材等に求められる機能の整理、ルールの策定などを行う。

ICTを活用した課題解決型教育の推進事業

平成25年度予定額 161百万円(新規)

どの重要な能力・スキルの確実な習得を目指すため、デジタル教材等の標準化やICT環境を活用し 急速な情報化の進展に伴う新たな課題に対応するとともに、学習者による課題発見・解決能力な た教員向け指導手引書の作成を行う

- ○1日4時間以上インターネットを利用する小中学生の割合が増加(文部科学省調べ)【小学生】1.7%(H22) → 2.5%(H24) 【中学生】4.4%(H22) → 6.7%(H24)
- 【小学校】 6, 228人(H18) → 21, 774人(H23) 【中学校】 666人(H18) → 3, 407人(H23) 〇 通級による指導対象児童生徒(発達障害)数が増加 (文部科学省調べ)

情報教育指導力向上等 [72百万円]

教員の情報教育指導力向上に関する実践的かつ 効果的な取組を支援 ◆情報通信技術の進展に伴う新たな課題に対応した指 導の推進 ネット依存、ネット犯罪、SNS(スマートフォン・ソーシャルメ ディア)などの普及等に対応するため、教員向け指導手引書を作成

学習に著しい困難を抱える子どもたちに対応した指

導の充実 発達障害(LD、ADHD、自閉症)のある児童生徒や保健室登校の児童生徒の状態等を踏まえ、ICTを活用した効果的な指導方法について調査研究を実施 [季託先:5団体(教育委員会、大学)]

教員の情報教育指導力の向上

デジタル教材等の標準化 [89百万円] 多様な端末においてデジタル教材等の活用を可能 とするために、デジタル教材等の制作・流通基盤の構築を推進 ◆情報端末及びずジタル教材等に求められる機能の整理、ルールの策定 学習履歴、成績などを管理する学習管理システムや学習者の視点から必要となる機能などについて分析・検証

◆電子書籍やHTML5など国際標準フォーマットとの整合性についての検討三性についての検討国際的な電子書籍等の標準化の流れを踏まえた日本の対応の推進【参託先:1団体(民間等)】

新たな学びに対応する基盤の確立

主にソフト・ヒューマン面から教育の情報化を推進

10. 学びのイノベーション事業

(前年度予算額 281百万円)25年度予定額 257百万円

1. 事業の要旨

21 世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を行うためには、情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生かすことが重要である。

教育の情報化を推進し、教員がその役割を十分に果たした上で、情報通信技術を活用し、 その特長を生かすことによって、一斉指導による学び(一斉学習)に加え、子どもたち一 人一人の能力や特性に応じた学び(個別学習)、子どもたち同士が教え合い学び合う協働 的な学び(協働学習)を推進していくことができる。

このため、総務省と連携して、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究を行うものである。

2. 事業の内容

(1)情報通信技術活用実証研究

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う(総務省「フューチャースクール推進事業」と連携)。なお、事業の最終年度として成果の取りまとめ等を行う。

(2)教育の情報化の実態に関する調査

学校における教育用情報機器等の整備状況や、教員の情報通信技術の活用指導力等に関する全国調査を実施する。

学びのインベーション事業

学びの場におけるICT活用の実証研究の実施

21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するために、様々な学校種、子どもたちの発達段階、教科等を考慮して、一人一台の情報端末や電子黒板、無線LAN等が整備された環境において、デジタル教科書・教材を活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、モデルコンテンツの開発等を行う実証研究











- ▼モドルコントンシの開発 > 学校種、発達段階、教科等に応じた効果・影響の検証
- ▶事業最終年度としての成果の取りまとめ ▶デジタル教科書・教材、情報端末等を利用した指導方法の開発

₩

また、全国の教育の情報化の実態に関する調査を実施し、教育の情報化の実態を明らかにし、学校や教育 委員会等と共有する。

11. 公立社会教育施設災害復旧事業

(前年度予算額 0百万円) 25年度予定額 8,088百万円

1. 事業の要旨

東日本大震災においては、公立社会教育施設も多大な被害を受け、全体で約3,400施設が被害を受けている。このうち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく公立社会教育災害復旧事業の対象となる施設は約1,200箇所あり、これらの施設を復旧するため、平成23年度第一、三次補正予算において、合計約416億円の予算が措置されたところである。

平成23年度中に、平成23年度第一次補正予算で措置された87億円のほぼ全額、第三次補正予算で措置された329億円のうちの13億円の執行し、残る316億円を平成24年度に繰り越し事業を実施しているところであるが、被災地に調査を行ったところ、津波により甚大な被害を受け、高台移転等が必要で復旧に長期間を要するなどの理由により、工事が25年度以降にかかるものが多数あるとのことから、25年度にかかる復旧経費を措置するものである。(東日本大震災復興特別会計)

2. 事業の内容

(1) 公立社会教育施設災害復旧費補助金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第16条の規定に基づき、東日本大震災により被害を受けた特定地方公共団体が設置する公立社会教育施設(公立社会体育施設、公立文化施設を含む。)の災害復旧事業に必要な経費の2/3を補助する。

(2)公立社会教育施設災害復旧都道府県事務費交付金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第16条第3項の規定に基づき、都道府県の教育委員会が公立社会教育施設の災害復旧補助の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付する。

公立社会教育施設の災害復旧に関する経費

□ 公立社会教育施設災害復旧事業

平成25年度予定額 8,088百万円

東日本大震災地震により被災した、公立社会教育施設(公立社会体育施設・文化施設を含む)の施設・整 備等の復旧に要する工事費等に対し、国がその2/3を補助する。(激甚法第16条に基づく補助)

(補助対象地域)

- ① 激甚災害(本激)により被害を受けた
- ② 特定地方公共団体(都道府県・市町村)が設置する社会教育施設

※H23.5.2東日本大震災特財法及びその政令により、9県178市町村(H24年2月現在)が対象となる

【補助対象施設】

- ・体育館 ・運動場 ・水泳プール ・博物館 ・青年の家 ・視聴覚センター ·公民館 ·図書館
- ・婦人教育会館・少年自然の家・地域改善対策集会所・柔剣道場・文化施設
 - ・漕艇場 ・生涯学習センター(東日本大震災の発生に伴い追加(H23.4.28協議済)

その他、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設

【補助対象】

- ・建物以外の工作物(土地以外に固着している工作物) ・建物(電気、ガス等の付帯設備を含む)
 - 設備(教材、教具、机・椅子等の備品) 土地(敷地、野外運動場等)

【地方負担】

国庫補助2/3以外の残り1/3については、 引き続き震災復興特別交付税により措置が可能 となるよう要望中

